



# 山形県肝炎対策指針（第3期）について

## 指針の概要

【位置づけ】肝炎対策基本法及び肝炎対策の推進に関する政府の基本的な指針（以下、基本指針）に基づく都道府県の指針

【指針の方向性】□ 基本指針の改正や本県の現状及び課題等を踏まえ策定

□ 肝炎医療コーディネーター※の配置率を新たに目標に設定するなど、更なる肝炎対策の取組みを強化

【取組期間】令和6年度から令和10年度（5年間）

※肝炎患者が適切な医療を受けられるよう、行政機関や医療機関等との連携の窓口となる看護師・薬剤師等の医療専門職及び事務職

### 基本指針の主な改正内容（令和4年3月改正）

- 1 肝炎の完全な克服**  
B型肝炎の根治薬の開発及びC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎の完全な克服を目指す
- 2 地域の実情に応じた取組みの推進**  
肝炎検査及び医療の均てん化を図るため、地域の実情に応じた取組みを推進する
- 3 検査未受検者への広報**  
肝炎検査未受検者に対する効果的な広報を推進する
- 4 肝炎医療コーディネーターの養成**  
コーディネーターの育成や活動状況の把握を進め、コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境整備に努める

### これまでの取組みと課題

#### これまでの取組み

##### 1 肝炎ウイルス検査の促進

- ・保健所や委託医療機関で、希望者を対象とした無料のウイルス検査を実施
- ・市町村において、地域住民を対象とした肝炎ウイルス検査を実施
- ・ウイルス検査陽性者に対し、初回精密検査及び定期検査費用の助成を実施

##### 2 肝炎医療を提供する体制の確保

- ・拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医療機関が連携し、県内における全ての患者が適切な治療を受けられる体制を構築
- ・肝炎患者の治療費の助成を実施

##### 3 正しい知識の普及啓発と感染予防の推進

- ・各種イベント等でポスター掲示やリーフレット配布等の普及啓発を実施
- ・日本肝炎デー等に保健所で夜間検査・相談を実施

##### 4 肝炎患者等に対する相談支援や情報提供の充実

- ・拠点病院及び保健所に相談窓口を設置し、患者等への支援や情報提供を実施
- ・肝炎医療コーディネーターを養成し、活動を支援

#### 目標値と実績

項目	目標値(R5)	実績(最新値)
肝がんの年齢別調整罹患率(人口10万対)	8.9未満に減少	8.8(R1) ※
肝がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)	3.3未満に減少	3.3(R4)

※罹患率は全国で2番目に低い状況

#### 肝炎対策の課題

- 1 肝炎治療受給者証の発行状況やコーディネーターの配置状況等について、地域で差が生じている項目もあり、好事例となる取組みを共有するなど、更なる取組みの推進を図る必要がある。
- 2 更なる肝炎検査及び医療の均てん化を図るため、全市町村での肝炎医療コーディネーター養成を目指す必要がある。
- 3 今後、アルコールや肥満を原因とする肝疾患は益々増加するため、対策が必要。

### 次期肝炎対策指針

#### 目標設定（令和10年度まで）

- 1 肝がんの年齢調整罹患率（人口10万対）
- 2 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）
- 3 肝炎専門医療機関、市町村及び保健所における肝炎医療コーディネーターの配置率【新規】

（今後、アルコールや肥満を原因とする肝疾患が増える中においても）  
現在の目標値を維持する

※なお、ウィルス性肝疾患に特化したデータの算出を検討し、当該データの減少を目指す  
⇒ 100% ※R5年12月現在の配置率 肝炎専門医療機関38%、市町村60%、保健所100%

#### 施策の展開

##### 施策I 感染予防の徹底

- 1 B型肝炎ワクチンの接種率の向上  
市町村の母子保健指導等を通じ、B型肝炎ワクチンが子どものために必要であることを周知啓発し、接種率を向上させる。
- 2 感染予防の普及啓発  
広く県民に対し、感染の危険性のある行為等の啓発を行うなどして感染予防を徹底する。

##### 施策II 肝炎ウイルス検査の拡大

- 1 職域における肝炎ウイルス検査の促進  
全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部と連携し、事業主等の理解を得ながら職場の健康診断における肝炎ウイルス検査を促進する。
- 2 検査未受検者への広報【新規】  
肝炎検査未受検者に対し、SNS等を活用するなど対象者の年代に応じた効果的な広報を実施するほか、肝炎医療コーディネーターによる受検促進を図る。

##### 施策III 検査陽性者等へのフォローアップ体制の充実

- 1 検査陽性者の精密検査及び定期検査への誘導  
検査陽性者に対し、専門医療機関への受診勧奨を行うとともに、精密検査及び定期検査の助成制度の周知を徹底する。
- 2 肝炎医療コーディネーターの養成と活躍の促進【拡充】  
毎年、養成講習会を開催し、全肝炎専門医療機関、全市町村及び全保健所に肝炎医療コーディネーターを配置することで相談対応やフォローアップを充実させる。  
また、コーディネーターの役割を明示するとともに、関係者が情報共有・連携しやすい環境を整備する。
- 3 開業医等から専門医療機関等への誘導【新規】  
肝炎以外の治療で開業医等を受診した際に実施した血液検査等で陽性となった患者について、開業医等から専門医療機関等へ誘導を促進する。

##### 施策IV 良質な医療体制の確保

- 1 最新肝炎医療の充実  
県民だれもが良質かつ適切な肝炎治療を受けられるよう、各医療機関の連携を強化し、肝疾患診療ネットワークの機能向上に努める。
- 2 肝炎の治療に係る助成制度の周知徹底  
肝炎の治療に係る助成制度の周知を徹底する。
- 3 肝がん・重度肝硬変の治療に係る助成制度への対応  
「肝がん・重度肝硬変治療研究事業」を周知するとともに、事業の運営を円滑かつ適切に行う。

#### 他計画と並行した取組みの推進【拡充】

「健康やまがた安心プラン」及び「山形県アルコール健康障害対策推進計画」における飲酒対策や生活習慣の改善に係る取組みと、本指針に定めるウィルス性肝炎対策の取組みを並行して推進